

本人確認書類一覧

2025/4/1
BIC WiMAX

【注意】コピーの取得不要(目視確認のみ)

★ 1点で受付可能なもの

書類	条件等
運転免許証	公安委員会発行で、有効期限内のもの（国際免許は除く）、現住所の記載があるもの ※2012年4月1日以降に交付された顔写真付きの「運転経歴証明書」を含む
日本国パスポート（外国のものは受付不可）	有効期限内のもので、現住所が記載されているもの（現住所欄のないパスポートは補助書類が必要）
身体障害者手帳	顔写真、生年月日、現住所の記載があるもの
療育手帳	有効期限内のもので、顔写真、生年月日、現住所の記載があるもの
精神障害者保健福祉手帳	有効期限内のもので、顔写真、生年月日、現住所の記載があるもの
特別永住者証明書	有効期限内のもので、現住所の記載があるもの
住民基本台帳カード	有効期限内のもので、顔写真、生年月日、現住所の記載があるもの
議員身分証明書	衆・参議院議員に限らない（市区町村議員も可）現住所の記載があるもの
個人番号カード（マイナンバーカード）	有効期限内のもので、顔写真、氏名、生年月日、現住所の記載があるもの マイナンバーの通知カードは本人確認書類として受け付けできません。 （補助書類としても受け付けできません）

※2025年4月1日より健康保険証での受付は出来なくなりました。

★ 特定の2点で受付可能なもの

書類	条件等
在留カード+外国発行パスポート	在留期限まで90日以上あり、現住所の記載があるもの 外国パスポートは有効期限内のもの
外国人登録証明書+外国発行パスポート	在留期限まで90日以上あり、現住所の記載があるもの 在留資格が「短期滞在」「資格なし」以外であるもの
米軍IDカード+外国発行パスポート	パスポートに住所の記載がない場合は、原本の余白に本国の住所の記入が必要 契約住所には日本国内(基地内など)の住所を記入

※ 記載住所(現住所)と契約住所が異なる、または住所の記載が無い場合は別表の補助書類が必要

★ 補助書類が必要になるもの

書類	条件等
医療費の補助を受ける事のできる手帳	別表の“補助書類が必要になるもの(補足)①”に記載
医療費関連の受給者証	別表の“補助書類が必要になるもの(補足)②”に記載
老人保健法医療受給者証	
老人医療費受給者証	
国民健康保険退職被保険者証	
国民健康保険特例退職者被保険者証	
遠隔地用被保険者証	
学生用被保険者証（国民健康保険のみ）	
健康保険高齢受給者証	
健康保険被保険者受給資格者証	
船員保険証・船員保険高齢受給者証	
船員保険被扶養者証	
厚生保険年金手帳	
船員保険年金手帳	
介護保険被保険者証	
各種国家資格免許	発行元が官公庁であること
官公庁の職員証	
国家公務員共済組合の組合員証	
地方公務員共済組合の組合員証	
私立学校教職員共済制度の加入者証	
外交官身分証明書（IDカード）	
休日夜間等受診証	
公務員身分証明書	
市区町村発行のシルバーカード	発行元が官公庁であること
市区町村発行の身分を証明するもの（カード型）【例】・市民証・市民カード類	発行元が官公庁であること
自衛官身分証明書	
大使館職員証明書	
国民年金手帳	青色は受付不可（オレンジ色は保険証と同等）
介護保険証	

※ 補助書類詳細は別表の一覧を参照